

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第23号
件 名	公衆浴場の確保と浴場施策拡充に関する請願
請 願 者	文京区千駄木一丁目22番22号 藤代東洋夫
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

都内の公衆浴場は全都で 602 軒（平成 28 年 12 月末）となった後も、後継者難による廃業や有利な立地を利用した他の事業への転換などにより、引き続き公衆浴場は減少傾向にあります。

文京区内の公衆浴場は 7 箇所、区や浴場組合を始めとする利用者拡大にむけた取り組みは、利用者や地域でも歓迎されており、私たちも大変心強く思っています。

東京都では公衆浴場活性化検討会で、公衆浴場の利用者拡大と地域交流、観光の拠点として存在感を高めることを目的とした「公衆浴場活性化策」が検討され、新年度には東京都が、公衆浴場経営への参入希望者に対する支援を行うことになったそうです。

こうした新たな試みが、文京区内で根津・弥生、千駄木 1～4 丁目、向丘、西片、本郷、湯島、本駒込、千石へと広がる浴場空白地域からの声に応じてゆくことが期待されています。

区がおこなった調査によると、シニア入浴や湯遊入浴などの銭湯向け施策を「いずれも知らない」人は全体で 67.6%であり、「一度も銭湯を利用したことがない人」で「いずれも知らない」人は 81.2%に達していました。圧倒的に知られていない状況を改善すれば、銭湯利用者を広がることにつながるのではないのでしょうか。

銭湯利用者の中には「シニア入浴券は谷中や池之端の銭湯でも使えるようにしてほしい」（千駄木）、「自転車で他区の知人宅の風呂に週 2 回通っている」（小石川）、「バスで大黒湯に通っている」（春日、根津）といった声が聞かれます。

公衆浴場経営や銭湯文化を取り巻く新たな状況のなかで、公衆浴場の確保と銭湯文化存続と発展を願い、以下のことを求めるものです。

請願事項

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づいて、区として浴場空白地域に公設民営などの方式で公衆浴場をつくってください。
- 2 区のシニア入浴や湯遊入浴などの施策について、区民周知の方法を改善してください。